

令和3年5月11日 美郷町農業委員会会議録

令和3年5月11日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	11番	中野龍太郎
2番	加藤堅之助	12番	佐藤久
3番	高橋秀行	13番	木村とも子
4番	佐々木竜孝	14番	高橋正和
6番	佐々木定廣	15番	深沢靖
7番	深田秋彦	16番	鈴木敏夫
9番	井関一良	17番	高橋正尚
10番	山田貞子		

本会委員出席者 15名

2. 欠席委員は次のとおり

5番	奥山秀治
8番	細井千代文

欠席者 2名

1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 1 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 1 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 1 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画の決定について
- 第 5 議案第 1 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画の決定について（農地中間管理権の取得）

会長 高橋 正尚 午前 9 時 4 4 分本委員会の閉会を告げた。

令和3年5月11日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年5月11日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時
4. 閉 会 午前9時44分
5. 議事録署名委員 3番 高橋秀行
4番 佐々木竜孝

- 議 長 それでは、ただ今から令和3年第5回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。
お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 それでは、日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、3番、高橋委員、4番、佐々木委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第14号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第14号、申請番号10番から14番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号10番、千畑地区の田10筆、畑1筆、六郷地区の田51筆、畑4筆、計102,825.49㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。受人へ生前一括贈与のための所有権移転です。対価はありません。
申請番号11番、仙南地区の田7筆、9,365㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。受人へ生前一括贈与のための所有権移転です。対価はありません。
申請番号12番、六郷地区の田1筆、1,487㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人の離農による売買です。総額で〇〇〇円です。続きまして賃貸借権です。
申請番号13番、千畑地区の田1筆、3,751㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は農業経営を拡大したいと希望があり、高齢となり農業経営を縮小している渡人から農地を借りるものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号14番、六郷地区の田5筆、5,663㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで両者は基盤強化法で賃貸借契約をしておりましたが、両者の希望により農地法第3条で契約するものです。10aあたり〇〇〇円で期間は3年間です。

申請番号10番から14番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第14号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号10番から14番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 2番委員 申請番号11番についてお伺いいたします。9,365㎡を渡人本人は耕作せず、誰かに耕作してもらっていたのではないかと思います。今回、生前一括贈与ということで、受人に所有権移転するわけですが、受人は同居家族ではないため、受人本人か配偶者の方が耕作し、引き続き農業を行うのかどうか、わかりましたら説明をお願いします。
- 庶務班長 渡人は一人暮らしで、今回受人に贈与することになります。詳細につきましては、調査された委員の方から報告をお願いします。
- 10番委員 今までは、近所の方からの協力を得て作付けしていたとのことでした。贈与後も同じ形で作付けしていくとのことでした。
- 2番委員 生前一括贈与をした場合は、3年に1度、引き続き農業を行っている旨の届出が必要になると思いますが、その点はよろしいのでしょうか。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時06分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時09分

- 議 長 それでは、事務局より説明願います。
- 庶務班長 渡人については高齢で一人暮らしであり、受人に生前一括贈与するものですが、受人が贈与税の納税猶予を受けられる要件を満たしておらないため、3年に1度の引き続き農業を行っている旨の届出は不要となります。
- 議 長 よろしいでしょうか。
- 2番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございますか。
【「なし」との声あり】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号10番から14番までについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【「異議なし」との声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号10番から14番までについては、原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第14号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第3、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第15号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第15号、申請番号3番から4番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号3番、千畑地区の田1筆、98㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。家族が増え既存住宅が手狭となってきたため、増築を計画しました。面積は住宅18㎡、雪捨て場・緩衝地80㎡の計画です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条第5号に規定する「拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の二分の一を超えないものに限る」に該当すると思われます。総事業費〇〇〇円、全額自己資金で、用地取得費はありません。この案件につきましては、7ページに位置図、8ページに配置図、9ページに立面図、平面図、10ページに公図を添付しております。

申請番号4番、六郷地区の畑2筆、572.05㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は建築業を営んでおり、販路拡大のため建売住宅の建築を計画しました。面積は住宅・車庫220㎡、庭96㎡、通路・雪捨て場・緩衝地256.05㎡です。総事業費は〇〇〇円、全額自己資金で、用地取得費は〇〇〇円です。

当該地は第3種農地ですが、農地法施行規則第44条第3号にあります「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること」とあり、当該地は第2種中高層住居専用地域となります。この案件につきましては、11ページに位置図、12ページに配置図、13ページに平面図、14ページに立面図、15ページに車庫平面図、立面図、16ページに公図を添付しております。以上です。

- 議 長 議案第15号について、事務局より説明が終わりました。

- 議 長 それでは、審議に入る前に、転用でございますので、申請番号3番から順次調査の報告をお願いします。

4番委員 申請番号3番について調査の報告をいたします。4月30日午後4時頃、高橋正和委員、事務局職員2名とともに、現地にて調査いたしました。家族の方は当日立ち会いできないということで、事前に私が聴き取り調査いたしました。調査項目に従い調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。以上です。

- 議 長 それでは、続いて申請番号4番について調査の報告をお願いします。

6番委員 申請番号4番について調査の報告をいたします。4月30日午前10時頃、中野委員とともに、現地にて調査後、渡人宅に伺い聴き取り調査いたしました。なお、受人については、代理人の〇〇〇さんが町外のため、4月29日午後6時頃、電話にて聴き取り調査いたしました。両者とも調査項目に従い調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。以上です。

- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号3番、4番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号3番、4番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番、4番については、原案のとおり決しました。よって日程第3、議案第15号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に諮問いたします。

●議 長 次に日程第4、議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第16号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第16号、申請番号39番から55番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号39番、六郷地区の畑1筆、361㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで受人が耕作しておりましたが、渡人が農地を手放したいことから、今回売買することとなりました。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況は資料1ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号40番、六郷地区の畑2筆、406㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由につきましては申請番号39番と同じです。総額〇〇〇円で、引渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況は資料1ページのとおりです。

申請番号41番、仙南地区の田3筆、3,030㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は、これまで受人が耕作しておりましたが、ほ場整備事業が予定されていることから、今回売買することとなりました。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況は資料2ページのとおりです。農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有し、乾燥、籾摺りは委託しております。

申請番号42番、六郷地区の田1筆、2,034㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人の離農による売買です。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況は資料3ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号43番、六郷地区の田1筆、307㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は離農のため農地を売買することとなりました。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況は資料4ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号44番、仙南地区の田6筆、9,883㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。公社特例事業で、渡人から公社を経由して受け手へ売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円です。買い受け予定者は〇〇〇さんです。引き渡し時期は7月21日を予定しております。

申請番号45番、仙南地区の田3筆、10,039㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。こちらも公社特例事業です。売買

価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は7月21日を予定しております。

申請番号46番、千畑地区の田2筆、9, 219㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。〇〇〇さんから公社特例事業で秋田県農業公社を経由して受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は11月12日を予定しております。受人の経営状況は資料5ページのとおりです。トラクター、田植機を所有し、コンバイン、乾燥、糶摺りは委託しております。

続きまして貸借権設定です。

申請番号47番、仙南地区の田1筆、2, 085㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで耕作していた方が耕作できなくなり、受人が耕作することとなりました。使用貸借で、期間は10年間です。受人の経営状況は資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号48番、千畑地区の田2筆、4, 231㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人はこれまでも耕作を委託しておりましたが、今回から法人へ貸付することとなりました。10aあたり〇〇〇円で、期間は令和8年1月28日までです。これは、ほかの契約の終期に合わせたいことから、この期限設定となります。受人の経営状況は資料7ページのとおりです。受人は糶摺りのみを委託し、それ以外の農機具は所有しております。

申請番号49番、六郷地区の田2筆、3, 043㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢で耕作できなくなったため、経営規模拡大をしている受人が耕作することとなりました。総額〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況は資料8ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号50番から55番までについては再設定です。

申請番号50番、仙南地区の田3筆、9, 513㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況は資料9ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号51番、仙南地区の田1筆、5, 245㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況は資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号52番、仙南地区の田1筆、1, 292㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況は資料10ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号53番、仙南地区の田3筆、3, 522㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況は資料11ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号54番、千畑地区の田5筆、12, 591㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況は資料12ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号55番、六郷地区の田2筆、4, 383㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況は資料13ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号39番から55番までの17件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第16号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号39番から55番までの17件でございますが、本人案件もありますので、まずは、申請番号39番から45番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号39番から45番までについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号39番から45番までについては、原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号46番について審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時26分

- 議 長 それでは、申請番号46番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号46番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号46番については、原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時26分

- 議 長 次に、申請番号47番から55番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号47番から55番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号47番から55番までについては、原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第16号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第5、議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でございます。議案第17号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第17号について、申請番号122番から154番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号122番から154番までについては、農地中間管理事業による貸借権設定です。申請番号126番の期間は本年6月1日から令和8年5月31日までの5年間、申請番号148番の期間は本年6月1日から令和18年5月31日までの15年間、その他の期間につきましては本年6月1日から令和13年5月31日までの10年間です。

申請番号122番、仙南地区の田4筆、8,308㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号123番、仙南地区の田1筆、3,782㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号124番、仙南地区の田7筆、15,417㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号125番、仙南地区の田11筆、26,161㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号126番、千畑地区の田1筆、3,594㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号127番、千畑地区の田16筆、13,730㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号128番、千畑地区の田4筆、6,199㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号129番、千畑地区の田13筆、6,282㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号130番、千畑地区の田1筆、624㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号131番、仙南地区の田16筆、22,757㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号132番、仙南地区の田1筆、1,973㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号133番、仙南地区の田7筆、10,904㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号134番、仙南地区の田1筆、1,323㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号135番、仙南地区の田2筆、2,917㎡、出し手は〇〇〇さん

です。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号136番、仙南地区の田1筆、2,894㎡、出し手は〇〇〇さん
です。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号137番、仙南地区の田7筆、8,811㎡、出し手は〇〇〇さん
です。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号138番、仙南地区の田6筆、14,759㎡、出し手は〇〇〇さん
です。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号139番、六郷地区の田6筆、2,021㎡、出し手は〇〇〇さん
です。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号140番、六郷地区の田24筆、畑3筆、計23,532㎡、出し
手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号141番、六郷地区の田5筆、6,915㎡、出し手は〇〇〇さん、
〇〇〇さん、〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さ
んです。
申請番号142番、六郷地区の田7筆、13,354㎡、出し手は〇〇〇さん
です。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号143番、千畑地区の田1筆、91㎡、出し手は〇〇〇さんです。
10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号144番、六郷地区の田12筆、16,798㎡、出し手は〇〇〇
さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号145番、六郷地区の田7筆、13,296㎡、出し手は〇〇〇さん
です。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号146番、六郷地区の田6筆、10,303㎡、出し手は〇〇〇さん
です。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号147番、六郷地区の田2筆、1,982㎡、出し手は〇〇〇さん
です。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号148番、仙南地区の田8筆、畑1筆、計19,551㎡、出し手
は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号149番、六郷地区の田2筆、仙南地区の田1筆、計5,593㎡、
出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さん
です。
申請番号150番、六郷地区の田1筆、2,084㎡、出し手は〇〇〇さん
です。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号151番から154番までの受け手は〇〇〇さんです。
申請番号151番、仙南地区の田2筆、3,600㎡、出し手は〇〇〇さん
です。使用貸借です。
申請番号152番、六郷地区の田3筆、仙南地区の田2筆、計5,466㎡、
出し手は〇〇〇さんです。使用貸借です。
申請番号153番、仙南地区の田10筆、11,739㎡、出し手は〇〇〇
さんです。使用貸借です。
申請番号154番、仙南地区の田4筆、6,514㎡、出し手は〇〇〇さん

です。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号122番から154番までの33件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第17号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号122番から154番までの33件でございますが、本人案件もありますので、まずは、申請番号122番について審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇番委員の退席を求めます。

〇番委員 退席 午前9時38分

- 議 長 それでは、申請番号122番についてこれより質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号122番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号122番については、原案のとおり決しました。〇番委員の着席を求めます。

〇番委員 着席 午前9時39分

- 議 長 次に、申請番号123番から143番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議 長 暫時休憩します。 午前9時39分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時40分
- 議 長 質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号123番から143番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号123番から143番までについては、原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号144番、145番について審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇番委員の退席を求めます。

〇番委員 退席 午前9時41分

- 議 長 それでは、申請番号144番、145番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号144番、145番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号144番、145番については、原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時42分

- 議 長 次に、申請番号146番から150番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号146番から150番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号146番から150番までについては、原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号151番から154番までについて審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時42分

- 議 長 それでは、申請番号151番から154番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号151番から154番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号151番から154番までについては、原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時43分

- 議 長 それでは日程第5、議案第17号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和3年第5回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時44分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和3年5月11日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 秀 行

議事録署名委員 佐々木 竜 孝